

「認定金物」は、ここが違います！

認定金物は、国の統一基準である「公共建築木造工事標準仕様書」に記載されている接合金物です。

この基準では、認定金物を使用する場合に限り、接合金物を製造した工場の品質管理等の書類を監督職員に提出する必要はありません。

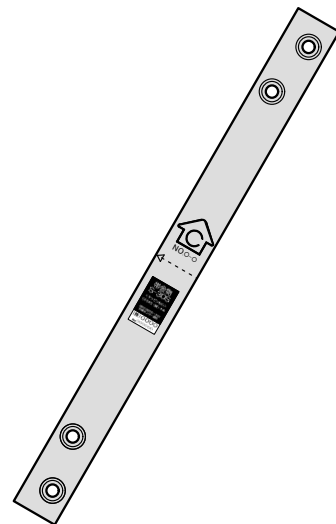
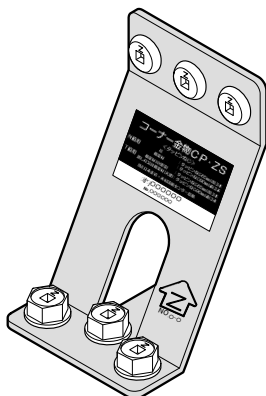
このところ、免振ゴムの性能データの改ざんによる不正、杭工事の施工データの改ざんなど、建築業界への不信感が高まっていることから、構造に関わる建築部品の「品質」や「性能」等は、より厳しいものが要求されます。特に、性能を担保する品質関係等の書類は、重要な書類です。認定金物以外の金物を使用する場合、これらの書類を整備するのは容易ではありませんので、認定金物を使用するよう、おすすめします。

＜認定金物とは＞

認定金物は、(公財) 日本住宅・木材技術センターが認定したZマーク、Cマーク、Mマーク、Dマーク、Sマークの金物です。認定金物には、次のようなマークが接合金物に刻印されていますので、現場で容易に確認することができます。これらの認定金物は、当センターHPの「木造建築物用接合金物承認・認定」の「認定一覧表」で紹介しています。



- Zマーク：木造軸組工法用の接合金物
- Cマーク：枠組壁工法用の接合金物
- Mマーク：丸太組構法用の接合金物
- Dマーク：Zマーク等の品質と性能が同等の接合金物
- Sマーク：Zマーク等の品質と同等であることを条件に性能を認定した接合金物



問い合わせ先：(公財) 日本住宅・木材技術センター認証部
電話：(03) 5653-7581